

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

法人全体の管理運営は、「学校法人吉備学園寄附行為」に基づき行われている。平成 16 年(2004)度私立学校法改正に合わせて理事定数を改定した。本法人役員の現況は、理事 8 名、監事 2 名であり、議決機関として「理事会」がある。また、諮問機関として「評議員会」(現員 16 名)を設けている。

監事は、財産の状況に限らず業務報告により法人全体の業務を監査する。「理事会」は、寄付行為に規定する議案の議決を行う定例会と、随時、臨時会を開催している。「評議員会」は、理事会から諮問を受けた事項について協議する。

「学校法人吉備学園寄附行為」(昭和 25(1950)年 12 月 27 日制定)第 3 章において、その第 6 条から第 22 条にわたり、役員の定数、任期、資格要件、解任、退任等について定めており、理事定数は 5 名以上 10 名以内とされている。寄付行為第 8 条において、理事のうち 1 名は「この学園の創設者又はその縁故者のうちから理事会においてこれを選任する」とされている。この他、第 11 条において資格を規定しており、その内容は以下のとおりである。

- (1) この法人の設置する学校の長の中から互選で定められた者 1 名以上 3 名以内
- (2) 法人設立前の学校、旧法人の設置した学校並びにこの法人の設置する学校の卒業生であって、この法人の評議員の職に在る者の中から 1 名又は 2 名につき評議員会が推薦した者
- (3) この法人の設置する学校の奨学会又は後援会の役員若しくは役員であった者で、評議員の職に在る者の中から 1 名又は 2 名につき評議員会が推薦した者
- (4) この法人に関係ある学識経験者で前 3 号及び第 8 条の理事が過半数をもって選任した者 1 名又は 2 名以内

監事定数は 2 名であり、監事は、「この法人の理事、職員〔学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。〕又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。

評議員の定数は 11 名以上 21 名以内とされており、第 18 条で以下のとおり選任区分が定められている。

- (1) この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。)のうちから 4 名以上 6 名以内
- (2) 法人設立前の学校旧法人の設置した学校及びこの法人が設置する学校を卒業又は在学した者で年齢 25 歳以上の者のうちから 5 名以上 10 名以内
- (3) 旧法人の設置した学校及びこの法人の設置する学校の奨学会又は後援会の役員若しくは役員であった者のうちから 1 名以上 2 名以内
- (4) 旧法人及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから 1 名以上 3 名以内

(2) 7-1 の自己評価

法人が設置する岡山商科大学、専門学校、附属高等学校及び法人事務局についてはそれぞれ管理運営に関する基本的事項を定めた学則ほかの諸規程が整備され、この諸規程のもと、適切な管理運営が行われている。また、役員等の選考や採用に関しても、「学校法人吉備学園寄附行為」などで明確に示されている。

本学を取り巻く諸環境は、急速にかつ大きく変化しつつある。このような状況の下、これらの変化に対応するためには、設置者の管理運営体制の改善と経営透明性の確保が重要である。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が掲げる教育理念の実現のためには、(1) 特色ある教育・研究をさらに推進すること、(2) 自立的かつ機動的な経営を堅持し続けること、そして(3) 大学のステークホルダー（利害関係者）に対する情報開示と説明責任を貫徹することなどを基本的な骨子とするUSR(University Social Responsibility)の確立をめざしている。これらの運用は「学校法人吉備学園寄附行為」を基本として諸規程に明文化されており、今後もこれら諸規程の運用細則については、時代変化を注視しつつ改善を継続する。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

「学長」は教学部門の最高責任者であると同時に、理事会など法人部門の構成員でもある。本学では、学長は学校法人の理事長も兼務している。そこで、学校法人吉備学園理事長としての学長は理事会の意見を統合し、法人の経営を統括している。また、学長は、教学をはじめとする大学の管理運営の最高責任者として大学を統括している。

大学には「評議会」が設置されている。評議会は最高議決機関として位置づけられており、学長、副学長、各学部長、附属機関の長やその他必要と認められる教職員で構成され

ている。評議会の主な任務は、大学の機構に関する事項や事業計画案及び予算案のほか、大学の運営に関する重要事項の審議を行っている。また、各学部には「教授会」が置かれ、主として教育・研究に係わる各般の重要事項の審議を行っている。

学長、副学長、各学部長、事務局長等からなる「将来構想検討委員会」（旧学部長等連絡会議）を定期的（おおむね毎週）に開催し、各学部「教授会」での教学面に関する意見や理事会・評議員会等での経営管理面の意見などを大学の主要役職者が共有するように努めている。

教学部門と管理部門は、両者の利害が相反することや、相違することもしばしば発生するが、それぞれの会議での各々の立場から、活発な意見を交換することにより、内部調整や連携の強化に努めており、これまでの運営は円滑に推移してきている。

（2） 7-2 の自己評価

本学の前身は短期大学・単科大学であり、その発展形として現在の体制が構築され、整備されてきた。そのため現行の大学制度でも、「学長」が「理事長」を兼ねており、教学面と経営面の判断や決断が比較的容易に行われる利点を有している。また、この決定に至るまでには「将来構想検討委員会」など主要役職者が構成員となる会議を経ることにより、諸課題の細部にわたる調整などが図られ、「評議会」において各学部や部署間等の最終的な調整が行われて最終決定がなされ、各関係部署に伝えられている。このような流れによりおおむね円滑な大学組織の運営がなされており、当面する課題については管理部門と教学部門は適切に連携されている。

（3） 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の組織は、十分に組織化されているが、大学を取り巻く環境や状況の激変にともない、民主的な制度ゆえの多様な意見の調整などの複雑性・困難性や決定までに至る迅速性の欠如などの組織的な弱点もいくつか見られるようになっている。

また、教学面と経営面の利害が相違する場面もしばしば見受けられ、大学組織の長として教学面の「学長」と経営面の「理事長」の兼務が困難な場面もいくつか見受けられる。このように、教学面と経営面の独立性かつ連動性を維持し、バランスのとれた検討や決定を実施するためには、今後管理体制の分散化や協同化をさらに進める必要もある。また、特定の役割に負荷が集中することを避けるため、「学長」を補佐する体制を整えなければならない。

このため、「学長」のもとに「副学長」をおき、この判断を補佐する体制をすでに設け、この制度は「副学長」を2名に増員する合議体制へと拡充し進展してきた。また、教学面と大学事務の連携については、「学長」と「事務局長」が相互に補佐する体制が整っており、教学面と管理面の連携や協調を強化してきた。これらは学内の経営、教育そして事務の観点が合議的協調する体制として運営されている。今後も、組織の明確なガバナンス制度を確立することをめざして、これら学内体制の整備・拡充を継続することにする。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3 の視点》

- 7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。
- 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3 の事実の説明（現状）

大学の自己点検・評価活動の取組みについては、まず、学則第2条に次のように規定している。

「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条(大学設置目的)の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価委員会に関する規程は、別に定める。」

これを受けて、平成 5(1993)年 6 月に「自己点検・評価委員会規程」を設けた。

自己点検の評価項目は、教育の理念および目標からはじまり、自己評価体制までの 14 区分、104 項目としている。これに基づき、「学長」を委員長とする「自己点検・評価運営委員会」並びに「同実施委員会」を設置した。なお、この 2 委員会は平成 14 (2002) 年度に「自己点検・評価委員会」に統合され現在も継続されている。

本学では、この委員会組織に先立ち、平成 4(1992)年 9 月に「岡山商科大学の教学の現状」(岡山商科大学自己評価報告書Ⅰ)を作成しているが、この報告書の改定作業を自己点検・評価として位置づけ、平成 6 (1994) 年 6 月に「岡山商科大学自己評価報告書Ⅱ(岡山商科大学の教学の現状と自己評価実施状況)」として取りまとめた。引き続き、平成 8(1996)年 9 月(報告書Ⅲ)、平成 11(1999)年 3 月(報告書Ⅳ)と現状把握に努めた。平成 15 (2003)年 3 月には、「岡山商科大学教学の現状と課題」として、それまでの現状把握に加えて、各学部・学科の教育体系、進路・就職状況、保護者アンケートによる大学の諸問題など、一部課題と将来の改善・改革に向けた方向などについても検討を加えた。また、平成 16 (2004) 年度には、ワーキンググループにより、勉学環境から入試広報まで 7 つの項目について、現状の見直しと短期的改善策及び長期的改善策について検討を行っている。

一方、元の「自己点検・評価実施委員会」(現在は「自己点検・評価委員会」が担当)において実施されてきた、授業アンケート他の「学生満足度調査」や教学体系の見直しなど不断の点検・見直しを行っており、平成 18(2006)年には教職員等に対して、各学部の代表者による授業の進め方についての実践発表会も行っている。

これらの報告書に係る内容の咀嚼と改善の取り組みは、それぞれの部署、委員会、また個人自らの取り組みに委ねられている。また、理事会・評議員会等に配布し、本学の課題と改善の取り組みへの理解を求めている。

(2) 7-3 の自己評価

各種委員会による検討や実践発表会などによる不断の努力の積み重ねや平成 18（2006）年度に開設（正式には平成 19（2007）年 4 月 1 日規程を制定し本格発足）した学長、副学長、学部長などで構成する「将来構想検討委員会」においても、将来へ向けての学部再編の協議のほか、入試制度から教学体制全般にわたる改善・改革について広範囲に議論を行っている。

これらのうち、短期的に取り組める内容を中心にして、「評議会」、「教授会」に諮り、実践しており、真摯な取り組みを行い、いずれも教育研究活動の改善及び水準の向上に一定の役割を果たしている。最近では、主な内容が授業評価を中心に行っており、さらに幅広い点検・評価を今後も定期的に継続しなければならない。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学内組織での自己点検評価や学生の満足度調査、学外からの本学への評価・認識度調査などに取り組み、恒常的に課題の把握とその改善策の実施に取り組む。また大学を取り巻く状況はますます急激に変化している。このため、これら諸課題の明示、検討、解決はさらにスピーディに実施されなければならない、取り扱う内容も多数の部署の連携を欠かすことのできないように複雑化している。このため中長期にわたる課題については関連する諸委員会へ諮問し順次検討を重ねるなど、状況を踏まえ適切に対処しなければならない。

【基準 7 の自己評価】

管理運営のための頂点の組織である「理事会」をはじめとする組織体制やそれらの運営を担保するための諸規定は明示されている。また、「学長」は大学の管理運営の責任者として大学「評議会」ならびに「学部長等連絡会議（現在は将来構想検討委員会）」の議長も兼ねている。

関係教職員とともに管理運営及び教学にかかる喫緊の諸問題から長期的課題にいたるまでその把握と改善方向について共通認識を持ち、組織としての意思統一に努めている。自己点検・評価活動についても、真摯に取り組んでいる。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

今後も、「将来構想検討委員会」での議論を基調として、学内組織の連携体制の確立を図り、本学の抱える直近課題並びに将来課題への対応について、全学的な取り組みを継続していくことにしている。

特に、平成 20（2008）年度は現在の 3 学部体制（新カリキュラム）の完成年度を迎えており、少子化時代における、地方でありかつ小規模大学の果たすべき役割、また特に、本学が岡山県内唯一の私立社会科学系総合大学であることなどの位置づけや役割、建学の精神の再確認や普及啓蒙など、原点に立ち帰って検討してゆきたい。さらに「産学官連携センター」（「基準項目 10-2」参照）「孔子学院」（「特記事項 4 国際交流」参照）等の新たな取り組みも含めて、その位置づけと役割強化の検討を深める。そして、これらの成果は、

教職員ほか学生に広く公示する仕組みをさらに拡充・推進し、大学を構成する者すべての共通認識の醸成に資するよう、今後共にその意義・目的、対象範囲、内容に関する吟味を続けていく。